

氏名(本籍)	あべひろとも 阿部博友(東京都)		
学位の種類	博士(法学)		
学位記番号	博甲第3506号		
学位授与年月日	平成16年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	ブラジル株式会社法における支配株主の法的責任 -多国籍企業の事業運営に関する株主としての責任-		
主査	筑波大学教授	博士(法学)	井原 宏
副査	筑波大学教授	博士(法学)	庄子良男
副査	筑波大学教授		弥永真生
副査	筑波大学教授		小倉 昇
副査	成城大学名誉教授	法学博士	中川和彦

論文の内容の要旨

本論文は、株式会社における株主の法的責任について、特にブラジル会社法の下での支配株主の法的責任を中心に研究したものである。

第1章は、ブラジル会社法における株主の義務概念の基礎となる企業の社会における価値と責任について検討する。第2章は、多国籍企業の法的責任が問題となった具体的事例の検討を行う。第3章では、ブラジル法の歴史的沿革を分析した上で、ブラジルの経済発展において外資の導入が重要な課題であった事実および外資の経済力濫用や資金の国外逃避によって引き起こされる弊害への対応がいかに重要であったかを検証する。第4章では、ブラジル外資法制を概観した上で、「ブラジルの国益」を優先する旨が憲法上明記されている外資規制について、特に外国株主の法的地位について検討を行う。第5章は、ブラジル会社法における株主の議決権行使に関する義務の検討を行い、ブラジル会社法の下での株主全般に適用される義務の概念が支配株主の責任と義務理論の基礎となっている事実を検証する。第6章は、本論文の中心的課題である支配株主の責任に関するブラジル会社法の実定法分析を行い、支配株主の権利濫用理論が不法行為をはじめとする伝統的な法理論との比較においてどのような特徴を有するのか分析する。第7章では、国際仲裁判断において支配株主の権利濫用が問題とされた事例およびブラジルにおける判例分析を行い、ブラジル法の下での支配株主の法的責任と義務の概念は、企業の社会的責任論を基礎として社会に根付いており、特に少数株主が支配株主の専断的経営の責任を追及する根拠として活用が図られている事実を解明する。第8章では、アメリカ会社法における支配株主の法的責任論との比較検討を行い、ブラジル法の下での支配株主の法的責任論は、多分に総則的かつ規範的であり、現実社会における適用面での利便性を欠くという問題点を指摘する。

総括として、ブラジル会社法は、支配株主・支配会社のステークホルダーズに対する信認義務を基礎として、その法的責任を会社法上明確に規定することにより、ステークホルダーズの権利保護を図ろうとするものであり、外資と国益との利害相克の歴史の中で資本受入国の立場から築き上げられた会社法論として法的検討に値すると評価する。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、ブラジル会社法における支配株主の法的責任を解明することにより、ブラジルにおいて事業活動を行う多国籍企業は、支配株主としての権限に呼応する法的義務を認識した上で、現地ステークホルダーとの適正な利害調整を図る必要性を論じたものである。著者は、ポルトガル語にきわめて堪能であり、ブラジルの著名な商法学者の著した注釈会社法、支配株主の法的責任に関する諸論文や連邦高等裁判所の判例等を中心に原典の分析を行っている。その論述は、まず多国籍企業の社会的責任として国際社会において期待される役割と事業運営のあり方を議論し、多国籍企業の法的責任という観点から事例分析を通じて具体的にどのような場合に法的責任が問題とされたか分析する。そして多国籍企業によるブラジルへの事業投資に着目して、事業推進の主体たる多国籍企業が、ブラジル会社法上支配株主として負担する責任と義務について考察する。具体的には、ブラジル法の起源、会社法の歴史的沿革、1976年会社法改正の経緯と目的、1940年会社法との比較、外資法制の検討、さらには外国会社法との比較など、多角的な分析によりブラジル会社法論の特徴と存在意義が論証されており、ブラジル会社法における支配株主の責任と義務に着眼し、ブラジルにおいて事業活動を展開する多国籍企業の支配株主の責任のあり方を論じた点においてきわめて独創的であると評価できる。

今後の研究課題としては、より広い範囲の発展途上国における会社法制の研究を通じて多国籍企業による事業投資と事業運営に貢献する研究が期待される。

以上から、本論文は、ブラジル会社法制における支配株主の法的責任論を解明することにより多国籍企業の発展途上国における事業活動のあり方について多くの示唆を与えるものであり、博士論文としてふさわしい内容をもつものと評価できる。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。